

指定施設における不在者投票事務に係るQ&A

目次

【不在者投票管理者】	1
Q 1 不在者投票管理者は、必ず立会人とともに投票記載場所にいる必要がありますか。	1
Q 2 病院長名で投票用紙の代理請求をした後、病院長に事故があり、その後引き続いて院長代理（医師である副院長）が院長事務を行っている場合、不在者投票管理者の氏名は院長代理でよいですか。 ...	1
【投票立会人】	1
Q 3 不在者投票立会人は、投票用紙の交付等の補助をしても構いませんか。	1
【不在者投票ができる者】	1
Q 4 住所地の市町内の病院等に入院している者のうち、歩行ができる者は不在者投票ができないのでしょうか。	1
Q 5 選挙人が不在者投票を行う時点で、その者が選挙期日の当日に入院中又は入所中の見込みであれば、投票をさせてよいですか。	2
Q 6 デイサービスに通っている者（歩行困難な者）についても当該施設で不在者投票をすることができですか。	2
【日時】	2
Q 7 従来型とユニット型の施設について、同一日時で不在者投票を行っていいですか。	2
【氏名掲示】	2
Q 8 通常の投票所では氏名等の掲示がありますが、指定施設の記載場所では一切掲示をしてはいけないのはなぜですか。	2
Q 9 後援会などからある候補者のポスターを貼って欲しいと依頼があった場合はどう対応したら良いですか。	2
Q 10 選挙人が選挙公報やメモ等を投票所内に持って入ってもいいですか。	3
【投票用紙等の請求】	3
Q 11 代理請求の場合も不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を選挙人に提出させなければなりませんか。	3
Q 12 市長選挙と市議会議員選挙が同時に行われる場合、入所者が、市長選挙のみ投票したいと申し出た時、市長選挙のみの投票用紙等の請求はできますか。	3
Q 13 入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼を受けたが、郵送では間に合わないため、本人の家族に院長の補助者として市町選管に請求に行かせてよいですか。	3
Q 14 あらかじめ不在者投票を行うこととしている日以外の日に選挙人から投票用紙等の請求の依頼があった場合、依頼を断ってもよいでしょうか。	3

【代理投票】	4
Q15 代理投票において選挙人が、選挙人が持参した候補者の氏名等を掲載した新聞記事や名刺等を指さして候補者を指示する場合には、投票させてよいですか。	4
Q16 選挙人の家族が代理投票補助者となって代理投票できますか。	4
【様式等】	4
Q17 不在者投票用外封筒にする記載について、不在者投票管理者は「記名」、投票立会人は「署名」となっていますが、「記名」と「署名」はどう違いますか。	4
【執行経費】	4
Q18 経費の請求は、投票用紙等の交付数又は投票数のどちらで算出すべきですか。	4
Q19 同じ地方公共団体の長の選挙と議会議員選挙が同じ日に執行された場合、不在者投票経費は選挙人一人につき2件として請求するのですか。	4
【その他】	5
Q20 入院患者（入所者）の依頼に応じ、投票用紙等の代理請求をし、それを受領したが受領前に当該選挙人が退院（退所）した場合はどうしたらよいですか。	5
Q21 A（指定）病院に入院中に不在者投票用紙等の交付を受けた者が、その後B（指定）病院に移った場合に、B病院内で不在者投票をさせることができますか。	5
Q22 入院患者（入所者）から代理請求があり、投票用紙等の交付を受けたが、その後、本人が意識不明等危篤状態になった場合、どう処理したらよいですか。	5

【不在者投票管理者】

Q 1 不在者投票管理者は、必ず立会人とともに投票記載場所にいる必要がありますか。

A 1 管理権が及ぶ場所にいれば、必ずしも投票記載所にいる必要はありません。ただし、不在者投票管理者の事務従事者と立会人の最低2人、代理投票の場合はさらに代理投票補助者2人がいなければなりません。

Q 2 病院長名で投票用紙の代理請求をした後、病院長に事故があり、その後引き続いて院長代理（医師である副院长）が院長事務を行っている場合、不在者投票管理者の氏名は院長代理でよいですか。

A 2 「院長代理〇〇〇〇」と記載してください。

【投票立会人】

Q 3 不在者投票立会人は、投票用紙の交付等の補助をしても構いませんか。

A 3 立会人は、投票が公正に行われるよう監視しなければならないので、自ら投票事務を行うことはできません。

なお、立会人が事務補助を行ったことにより立会人不在とみなされ、結果としてその選挙が無効となった事例もありますので、十分注意してください。

【不在者投票ができる者】

Q 4 住所地の市町内の病院等に入院している者のうち、歩行ができる者は不在者投票ができないのでしょうか。

A 4 施設に入院（入所）中の患者で、一般投票のために外出させることが適当でない認められる場合は、たとえ歩行が可能な者であっても、歩行困難な者とみなして施設内で不在者投票をさせて差し支えありません。

所在区分	区域内の「指定病院等」に入院中または入所中	区域外の「指定病院等」に入院中または入所中
歩行可能な人 (外出可能)	できない	できる
病気、負傷等のため歩行が困難な人	できる	できる

Q 5 選挙人が不在者投票を行う時点で、その者が選挙期日の当日に入院中又は入所中の見込みであれば、投票をさせてよいですか。

A 5 差し支えありません。なお、選挙期日までに退院又は退所することが明らかな場合は投票できませんので御注意ください。

Q 6 デイサービスに通っている者（歩行困難な者）についても当該施設で不在者投票をすることができますか。

A 6 指定病院等（老人ホーム）において不在者投票ができるのは、当該施設の入所者だけです。デイサービスに通っている者は、入所者とは認められないので、当該施設で不在者投票をさせることはできません。

【日時】

Q 7 従来型とユニット型の施設について、同一日時で不在者投票を行っていいですか。

A 7 時間をずらして実施してください。ユニット型と従来型の施設は同じ建物である場合がありますが、不在者投票の指定施設上、別施設という扱いであるため、同じ日時、同じ場所で実施することは好ましくありません。

【氏名掲示】

Q 8 通常の投票所では氏名等の掲示がありますが、指定施設の記載場所では一切掲示をしてはいけないのはなぜですか。

A 8 一般の投票所では氏名等の掲示が公職選挙法令で市町選管の義務とされていますが、指定施設の不在者投票記載場所はその対象となっていません。

また仮に対象となった場合、氏名掲示は一字一句誤りが許されず、氏名掲示に誤りがあると選挙無効の原因となり、施設の管理者が過重な責任を負うことにもなりかねません。施設によっては、いろいろな市町から、更には県外からの入院（所）者がおり、これら全てに対応することは困難と考えられるため、一律に規制しています。

Q 9 後援会などからある候補者のポスターを貼って欲しいと依頼があった場合はどう対応したら良いですか。

A 9 掲示することはできません。理由は、依頼されていたポスターが選挙運動用ポスターか、政治活動用ポスターかは不明ですが、選挙ポスターは、ポスター掲示場にしか貼ることができません。また、政治活動用ポスターであっても、選挙まで6ヶ月を切った時期に、候補者の氏名類推事項が含まれたものを掲示することはできません。

Q10 選挙人が選挙公報やメモ等を投票所内に持って入ってもいいですか。

A10 選挙公報やメモ等を持って入っても問題ありませんが、記載台等に置き忘れることがないよう注意してください。

【投票用紙等の請求】

Q11 代理請求の場合も不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を選挙人に提出させなければなりませんか。

A11 依頼の意思確認は、口頭でも可とされており、不在者投票管理者は依頼書が提出されなくとも依頼の意思が確認できる限り、投票用紙等の代理請求を行うことができます。なお、この場合は不在者投票事務処理簿に依頼者の印を押してください。

Q12 市長選挙と市議会議員選挙が同時に行われる場合、入所者が、市長選挙のみ投票したいと申し出た時、市長選挙のみの投票用紙等の請求はできますか。

A12 市長選挙のみを請求できます。

なお、申し出のない市議会議員選挙の請求はできません。

※衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の（小）選挙区選挙と比例代表選挙の場合も同じ取扱となります。

Q13 入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼を受けたが、郵送では間に合わないため、本人の家族に院長の補助者として市町選管に請求に行かせてよいですか。

A13 院長の管理権の及ぶ者（補助者）と認められれば差し支えありません。なお、その際は、院長名をもって家族の者に院長の補助者として請求させる旨の文書等を携帯させるなどの配慮をしてください。

Q14 あらかじめ不在者投票を行うこととしている日以外の日に選挙人から投票用紙等の請求の依頼があった場合、依頼を断ってもよいでしょうか。

A14 本来業務の都合上、不在者投票期間のうちの1日を不在者投票日に指定して、まとめて投票を行うことは差し支えありません。但し、指定した日以外にも投票したい旨の申し出があった時は、不在者投票期間中である場合、可能な限りその申し出に応じなければなりません。

【代理投票】

Q15 代理投票において選挙人が、選挙人が持参した候補者の氏名等を掲載した新聞記事や名刺等を指さして候補者を指示する場合には、投票させてよいですか。

A15 本人の意思が確認できる限り差し支えありません。

Q16 選挙人の家族が代理投票補助者となって代理投票できますか。

A16 代理投票補助者は病院長等の管理する投票記載場所における投票に係る事務従事者の中から選ぶこととされているため、家族が代理投票補助者となることはできません。

【様式等】

Q17 不在者投票用外封筒にする記載について、不在者投票管理者は「記名」、投票立会人は「署名」となっていますが、「記名」と「署名」はどう違いますか。

A17 「記名」であれば、本人以外の者が記載したり、ゴム印を使用しても構いませんが、「署名」の場合は、本人が自署しなければなりません。

【執行経費】

Q18 経費の請求は、投票用紙等の交付数又は投票数のどちらで算出すべきですか。

A18 投票数で算出してください。

Q19 同じ地方公共団体の長の選挙と議会議員選挙が同じ日に執行された場合、不在者投票経費は選挙人一人につき2件として請求するのですか。

A19 当該選挙を管理する選挙管理委員会ごとにまとめて1件として請求してください。この場合、どちらか一方の選挙のみ投票しても1件となります。県（知事及び議員）の選挙と市町村（長及び議員）の選挙が同じ日に執行された場合は、それぞれの選挙管理委員会ごとに1件として請求してください。

国政選挙と地方公共団体の選挙が同じ日に執行された場合も、それぞれ別に1件として請求してください。この場合、国政選挙については県選挙管理委員会に請求することになります。

【その他】

Q20 入院患者（入所者）の依頼に応じ、投票用紙等の代理請求をし、それを受領したが受領前に当該選挙人が退院（退所）した場合はどうしたらよいですか。

A20 経緯を詳細に記載し、投票用紙等を至急、交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返還してください。

なお、当該入院患者（入所者）に対しては、不在者投票事由が消滅したため投票用紙等を返送した旨及び投票当日、投票所に行けば投票できる旨を連絡してください。

Q21 A（指定）病院に入院中に不在者投票用紙等の交付を受けた者が、その後B（指定）病院に移った場合に、B病院内で不在者投票をさせることができますか。

A21 選挙人自ら投票用紙等の交付を請求した場合であれば可能です。

しかし、その者が法第48条の2第1項第2号事由（自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区域外にある指定施設等に入院又は入所している場合）により投票用紙等の交付を受けており、新たに移った病院が、その者の登録されている投票区内にあるときは、当該病院では不在者投票はできません。

なお、いったん投票用紙等を返還し、再度3号事由（歩行困難）で請求し直すことは可能です。

Q22 入院患者（入所者）から代理請求があり、投票用紙等の交付を受けたが、その後、本人が意識不明等危篤状態になった場合、どう処理したらよいですか。

A22 選挙期日（投票日）の前日まで不在者投票管理者において保管してください。

なお、選挙期日（投票日）経過後、理由を付して交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返還してください。